

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成27年12月18日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 昌秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二 連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03-6731-4721
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型） Aコース（為替リスク抑制型）、 Bコース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド 上限1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Aコース（為替リスク抑制型）

（以下「Aコース」ということがあります。）

明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

（以下「Bコース」ということがあります。）

以下、総称または個別に「明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）」、「各ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1,000億円を上限とします。

上記金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。基準価額は、販売会社または下記にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120 - 565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

「税抜」における税とは、消費税等に相当する金額をいいます（以下同じ。）。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「分配金再投資コース」では、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

各ファンド間でスイッチングが可能です。

当ファンドのスイッチングとは、Aコース受益権の換金の手取金をもってBコース受益権の取得申込を行うこと、およびBコース受益権の換金の手取金をもってAコース受益権の取得申込を行うことをいいます。

（６）【申込単位】

「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースでも販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成27年12月19日から平成28年6月20日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社については下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120 - 565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込に係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

年12回（毎月20日。休業日の場合は翌営業日。）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）は、米ドル建てケイマン籍外国投資信託MUGC/MYAMトラスト-MUGCグローバル・スーパー・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド JPY-Hedged Class A Units=日本円クラス、unhedged Class B Units=現地通貨クラス（為替ヘッジなし）（以下「外国投資信託証券」ということがあります。）および明治安田マネープール・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Aコース（為替リスク抑制型）（以下「Aコース」ということがあります。）と、明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）（以下「Bコース」ということがあります。）の2種類のコースがあります。

以下、総称または個別に「明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）」、「各ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内	株式 債券 不動産投信
	海外	その他資産 ()
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

< Aコース（為替リスク抑制型） >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

< Bコース（為替ヘッジなし） >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分表（網掛け表示部分）の定義 >

その他資産(投資信託証券(株式 一般))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中には「日本」を含みます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり(フルヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

信託金の限度額：各ファンド 1,000億円を上限とします。

受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

主として、日本を含む世界各国の株式等に実質的に投資し、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

組入投資信託証券を通じて、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

当ファンドにおける組入投資信託証券とは、外国投資信託証券およびマザーファンドのことをいいます。

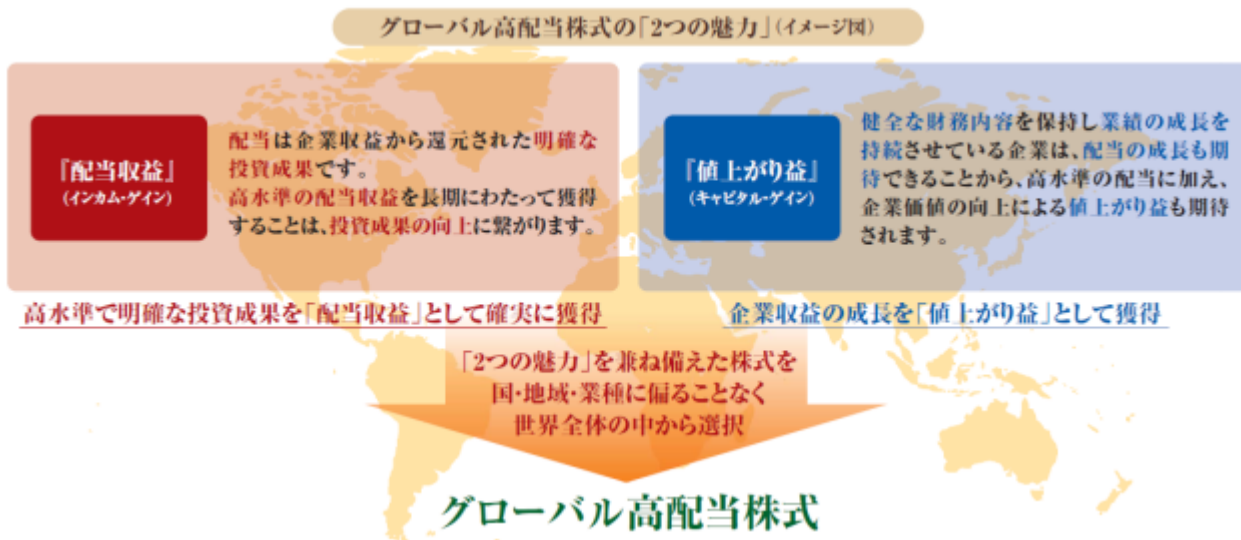
日本を含む世界各国のグローバル株式の中でも、配当水準の維持、成長が期待される高配当銘柄に投資し、信託財産の成長を目指します。

主に米ドル建外国投資信託を通じて、グローバルの高配当株式（DR を含む）へ投資を行います。

DR（預託証書、Depositary Receipt）とは、国外の市場で株式を流通させるために、株式そのものは銀行等に預託しつつ、現地の法律に基づき発行された代替証券を指します。金融商品取引所等で株式と同様に取引されます。

銘柄選択にあたっては、高水準の配当収益の獲得を目指すとともに、配当の成長・持続性等を分析することで値上がり益の獲得も目指します。

外国投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。



上記はイメージ図であり、将来の投資成果等について示唆・保証するものではありません。

為替取引を行うAコース（為替リスク抑制型）と為替取引を行わないBコース（為替ヘッジなし）の2つのコースから、お選びいただけます。

< Aコース（為替リスク抑制型） >

外国投資信託証券のうち、主要な組入外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、原則として組入資産通貨売り/円買いの為替取引を行います。

ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

< Bコース（為替ヘッジなし） >

外国投資信託証券のうち、組入外貨建資産については、為替変動リスクを回避するための、円を対貨とする為替取引を原則として行いません。

基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

組入資産通貨とは組入資産の表示通貨をいいます。

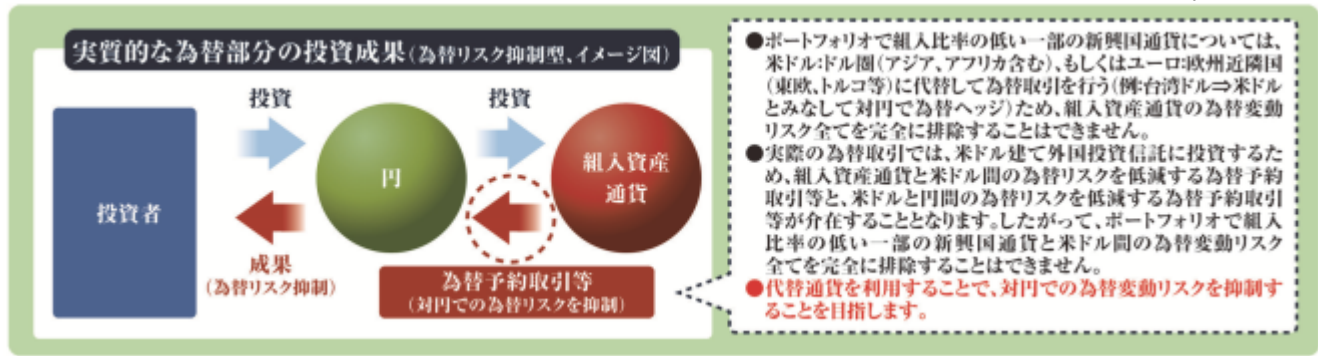
各ファンド間でスイッチング（乗換え）が可能です。

< 為替取引について >

< Aコース（為替リスク抑制型） >

投資対象とする外国投資信託の日本円クラスにおいて、為替変動リスクを低減するため、投資対象国の為替リスクを対円で実質的にヘッジする為替予約取引等を行います。

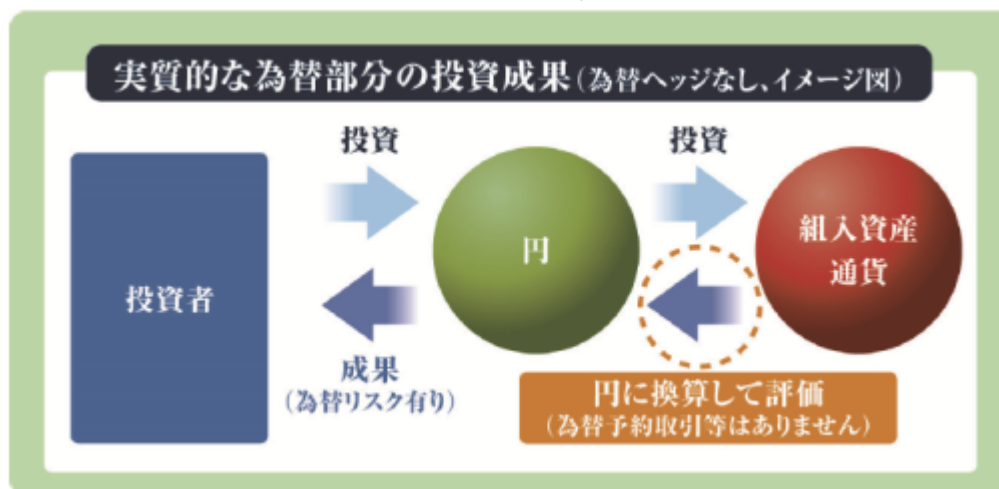
保有比率の低い一部の新興国通貨等については代替通貨を利用した為替取引により為替リスクの抑制を目指します。



< B コース（為替ヘッジなし） >

投資対象とする外国投資信託の現地通貨クラスにおいて、為替変動リスクを回避するための為替予約取引等は原則として行いません。

円に対する投資対象国の為替リスクとなります。



基準価額は為替変動の影響を直接受けます。

< NDF取引について >

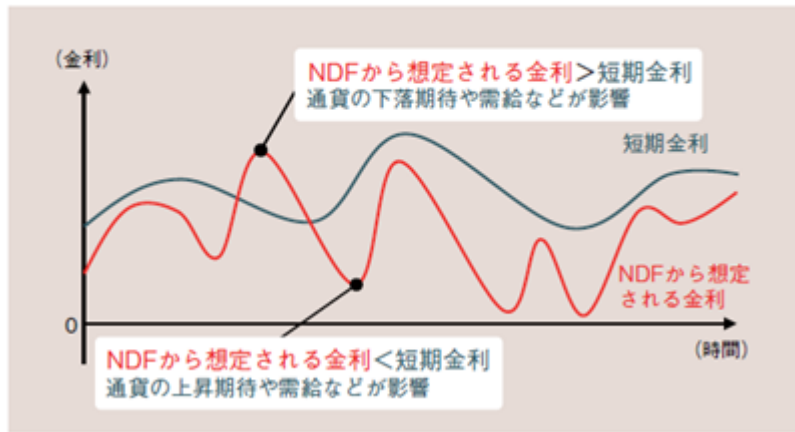
為替取引は、主に為替予約取引で行われ、一部の新興国では、為替市場の未成熟さや内外の資金流入を抑止する当局の規制等により、通常の為替予約取引を利用できず、NDF取引^{*}を活用する場合があります。

*NDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引とは

通常の為替予約取引とは異なり、通貨の受渡しは行わず、主に米ドル等による差金決済を相対で行う取引です。

NDFの取引価格から想定される金利（NDFインプライド金利）は、規制により裁定が働きづらいため、通貨の上昇・下落期待や需給等の要因により、短期金利の水準から大きく乖離する場合があります。その場合、為替取引によるプレミアムの減少や為替取引によるコストの発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

NDFから想定される金利と短期金利が乖離するイメージ



上記はイメージ図であり、当ファンドのパフォーマンスとは異なります。

外国投資信託証券の運用は、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネーデルラント・エヌ・ブイ が行います。

2015年11月2日付でBNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネイザーラント・エヌ・ブイから社名が変更になりました。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネーデルラント・エヌ・ブイは、BNPパリバ グループの資産運用部門におけるオランダの拠点であり、BNPパリバ インベストメント・パートナーズの100%出資子会社です。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成25年11月21日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、株式や債券に直接投資するのではなく、株式や債券に投資する複数の投資信託証券（投資対象ファンド）に投資を行う仕組みです。



各ファンド間でスイッチングが可能です。

(スイッチングは販売会社によってお取扱いが異なります。販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。)

損益は全て投資者である受益者に帰属します。

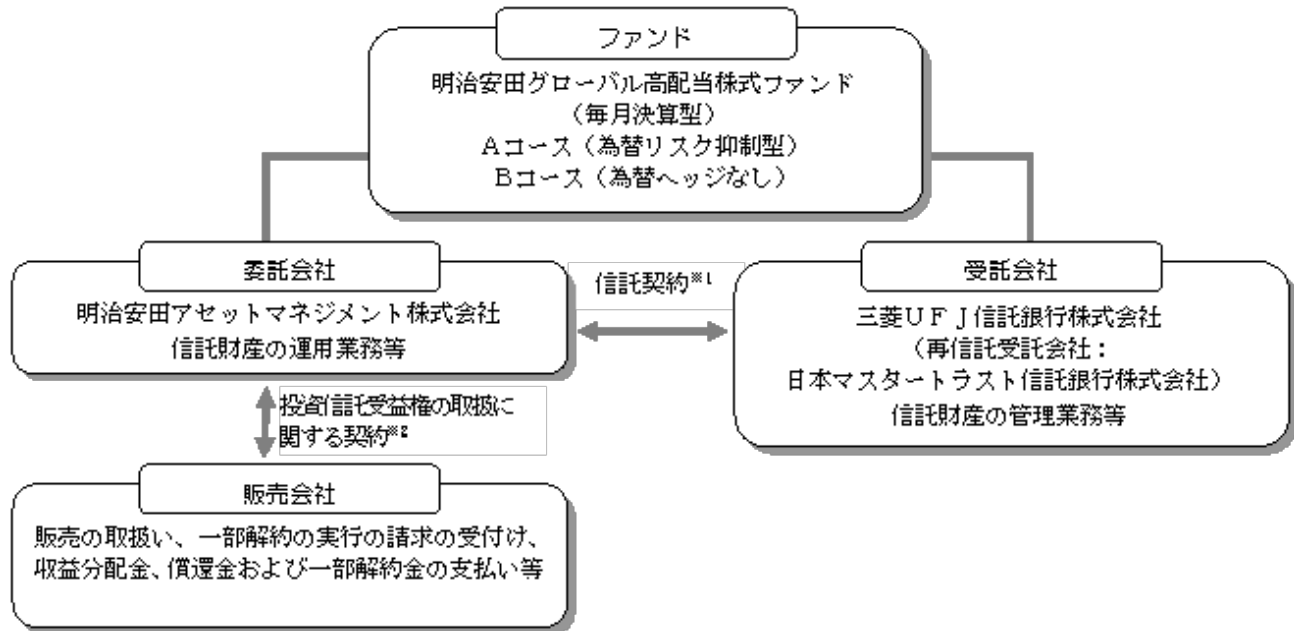
委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）：三菱UFJ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。

（受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）

3. 販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在）：10億円

2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ペー・ハー	ドイツ,60323 フランクフルト・アム・マイン,ポッケンハイマー・ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

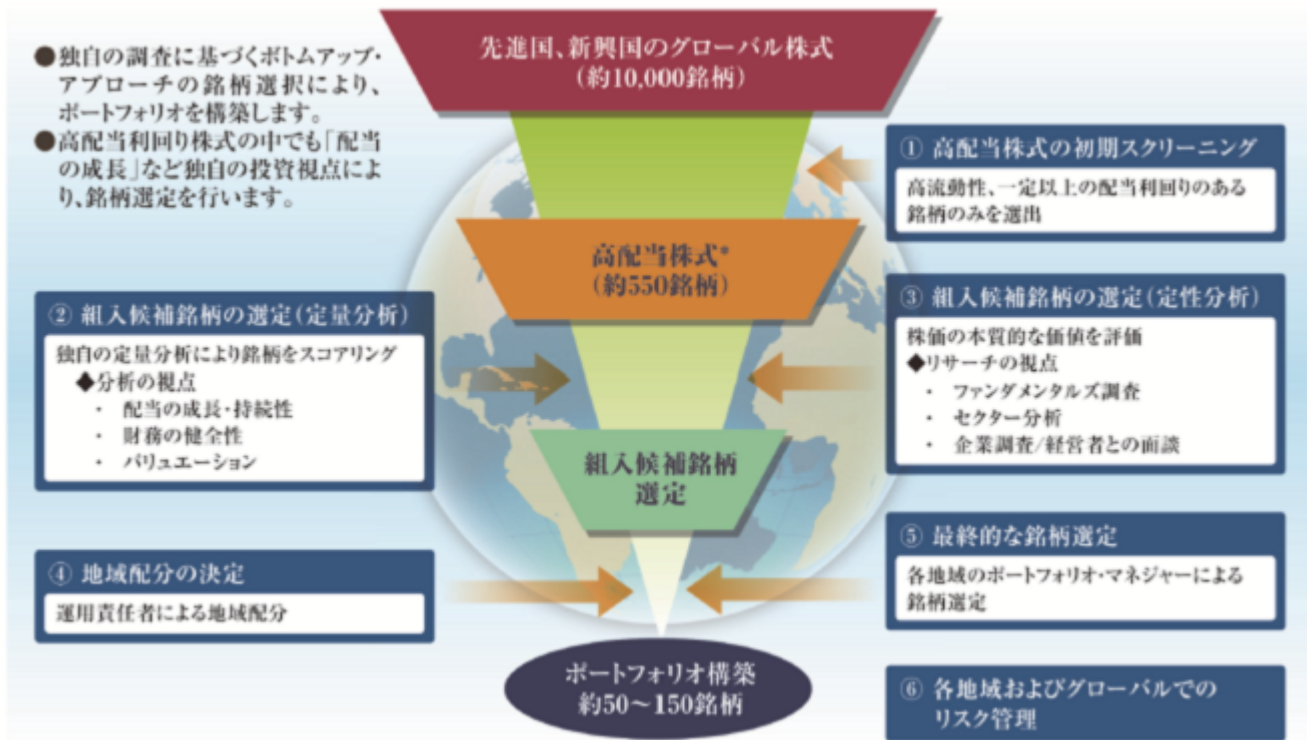
投資対象

外国投資信託証券およびマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

- 1．配当等収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
- 2．主として、外国投資信託証券を通じて、日本を含む世界各国の株式等に投資します。
- 3．＜ Aコース（為替リスク抑制型）＞
外国投資信託証券のうち、主要な組入外貨建資産については、原則として組入資産通貨売り/円買いの為替取引により、為替リスクの抑制を行います。
＜ Bコース（為替ヘッジなし）＞
外国投資信託証券のうち、組入外貨建資産については、原則として円を対貨とする為替取引を行いません。
- 4．外国投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 5．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス



運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - ハ．金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、外国投資信託証券およびマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

参考 組入投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

本書提出日現在、投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

組入投資信託証券（投資対象ファンド）については、将来見直しを行うことがあるため、新たに追加・除外されることがあります。

ファンド名	MUGC/MYAMトラスト-MUGCグローバル・スーパー・ハイディビデンド・エクイティ・ファンドJPY-Hedged Class A Units=日本円クラス、unhedged Class B Units=現地通貨クラス（為替ヘッジなし）
形態	米ドル建てケイマン籍外国投資信託
設立日	平成25年11月21日
信託期間	無期限
主な投資対象及び投資態度	主として日本を含む世界各国の株式（DR預託証券を含みます）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目指します。また、為替取引を用いて、各クラスで定められた通貨（JPY-Hedged Class A Units=日本円、unhedged Class B Units=現地通貨（為替ヘッジなし））への投資効果を追求します。
投資制限	原則として、純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。
決算日	原則として、毎年3月31日
分配方針	毎月、投資顧問会社との協議の上、委託会社の判断により分配を行うことができます。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.64%程度 上記料率には、投資顧問会社、受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬が含まれます。ただし、受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬は年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。
その他費用	有価証券の売買手数料、租税、カストディフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等（その他の費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。）
申込手数料	ありません。
換金手数料	ありません。
償還条項	純資産の合計が10百万米ドルを下回った場合等は償還となる場合があります。
関係法人	投資顧問会社：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネーデルラント・エヌ・ブイ 管理会社：エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ 保管会社：ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ

ファンド名	明治安田マネープール・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託（追加型／国内／債券）
設立日	平成23年11月30日
信託期間	無期限
運用の基本方針と 主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資態度	国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。 ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
決算日	原則として、毎年10月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	ありません。
その他費用	ありません。
申込手数料	ありません。
換金手数料	ありません。
関係法人	委託会社：明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

上記に記載されていない事項についても、一般社団法人投資信託協会が定めるファンド・オブ・ファンズへの組入投資信託証券（投資対象ファンド）に係る要件を満たしております。

（３）【運用体制】

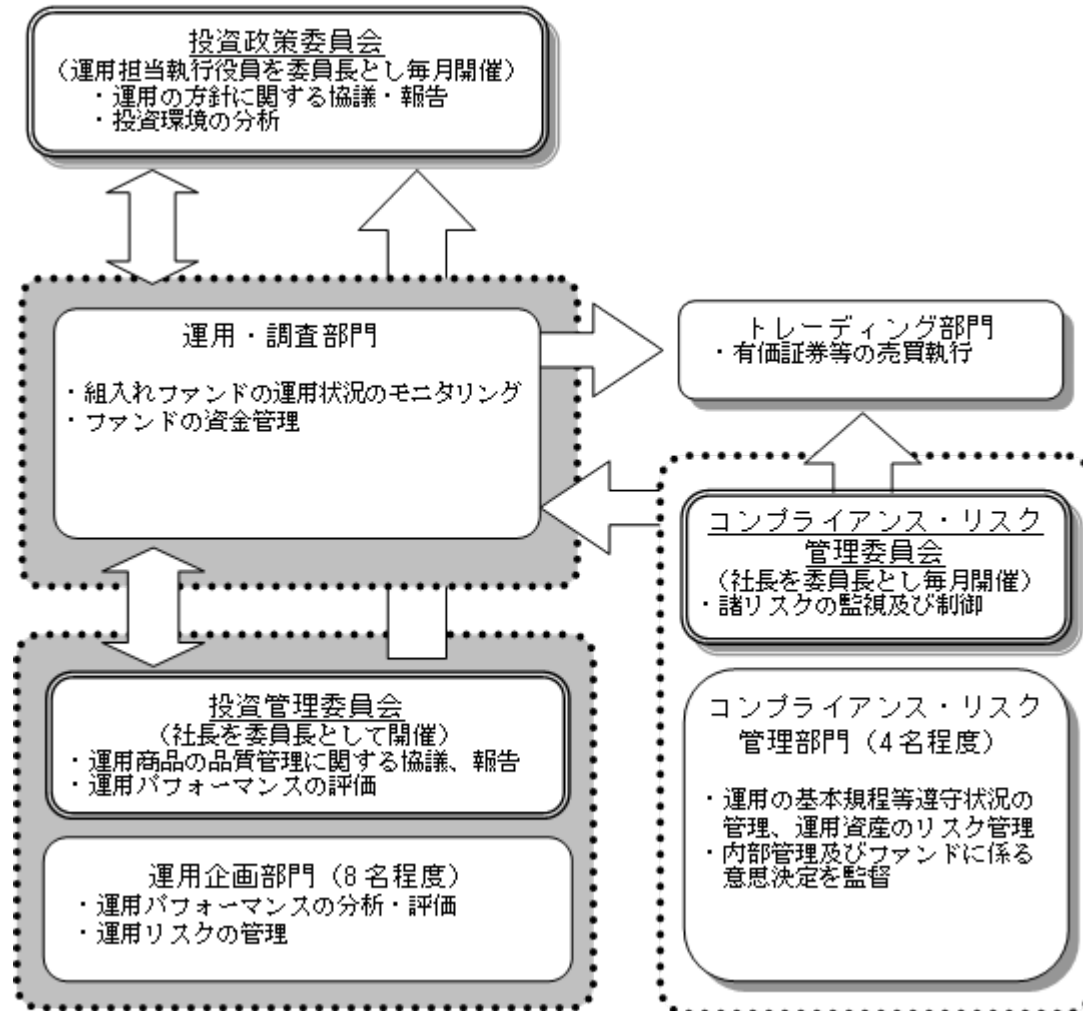
当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門、外部委託先（含むFoFs）にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。

ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

また、委託会社のホームページ (<http://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - ・配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ・売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権に係る収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

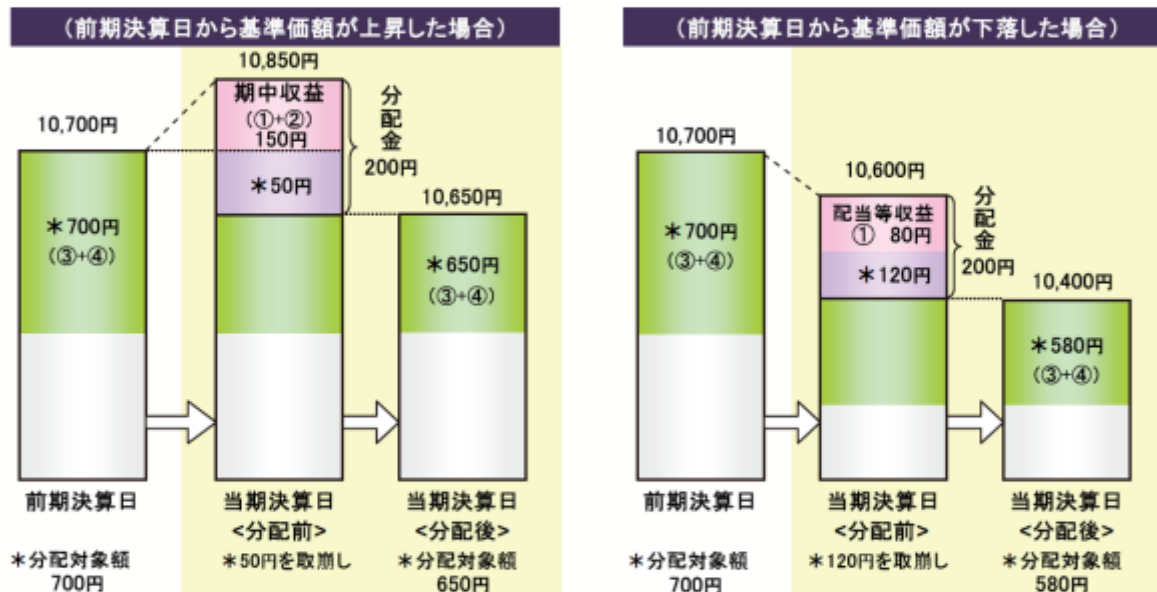
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



※上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

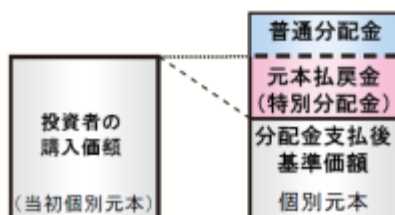
《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

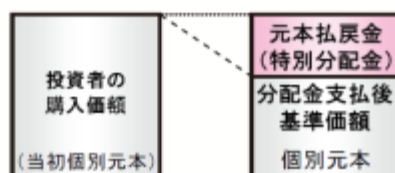
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

《分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合》



※元本払戻金（特別分配金）は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

《分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合》



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

投資信託約款に定める主な投資制限

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

2. 前1.の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2.の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

4. 前1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

< 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

< 投資運用業に関する禁止行為 >

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスクと留意点

明治安田グローバル高配当株式ファンド(毎月決算型)は、投資信託証券を通じて、国内外の株式および債券等、値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

「Aコース(為替リスク抑制型)」は、

主要投資対象とする外国投資信託証券(米ドル建て)の組入資産 について、原則として組入資産通貨売り/円買いの為替取引により、為替リスクの抑制を行います。ただし、組入資産の額と為替取引の額を完全に一致させることができず、組入資産通貨の為替相場の変動の影響を受けることがあります。また、為替取引に伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。

「Bコース(為替ヘッジなし)」は、

主要投資対象とする外国投資信託証券(米ドル建て)の組入資産 について、為替取引を行いませんので、基準価額は為替レートの変動の影響を受けます。

外国投資信託証券において米ドル建て以外の資産に投資した場合は、原則として対米ドルでの為替取引を行います。ただし、Bコース(為替ヘッジなし)については、対米ドルでの為替取引を行いません。

NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引を行う場合、プレミアム(金利差相当分の収益)やコスト(金利差相当分の費用)は、需給や規制等の影響を受けて、想定される水準と大きく乖離する場合があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他の留意点

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

組入投資信託証券は、合同運用による影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

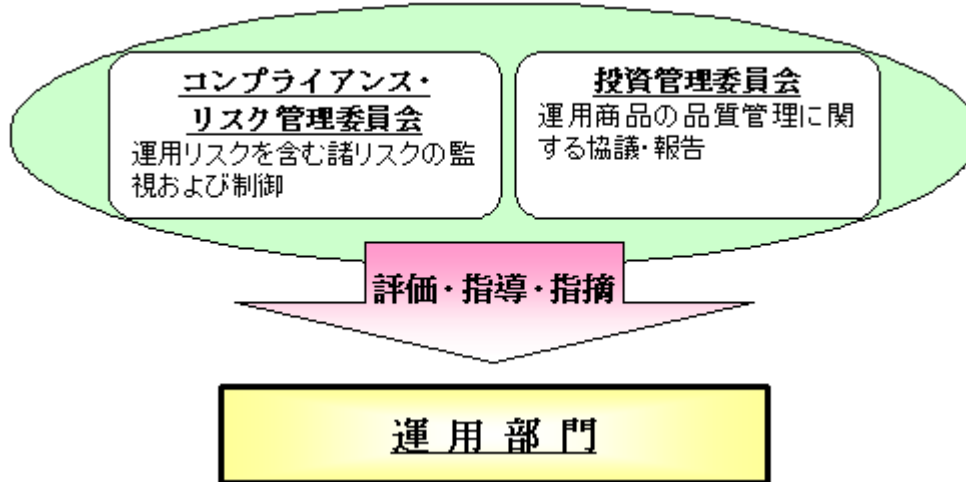
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



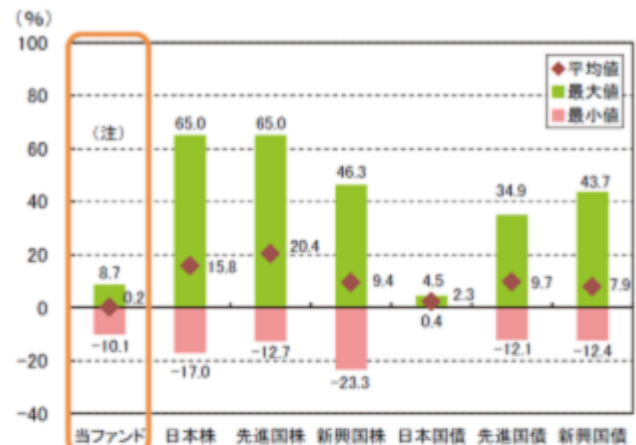
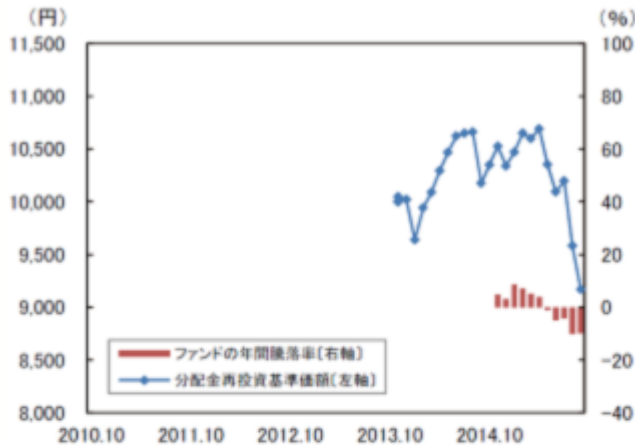
ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(3) 参考情報

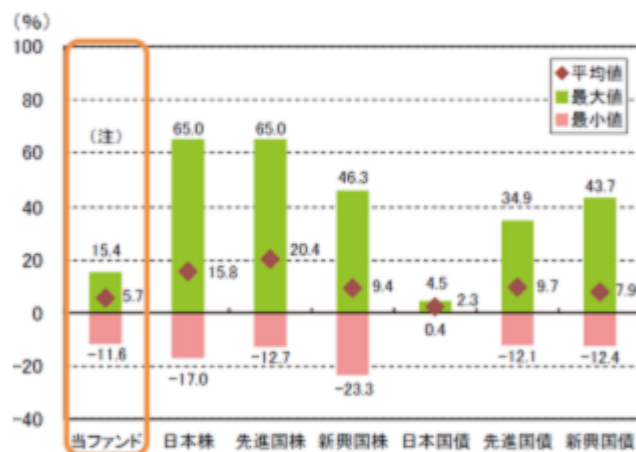
当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2010年10月～2015年9月

Aコース（為替リスク抑制型）



Bコース（為替ヘッジなし）



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※分配金再投資基準価額は5年前の基準価額を起点として計算したものです。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	Citigroup Index LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースにて表示。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。したがって、データの個数が異なります。

< 代表的資産クラスの指数について >

東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

東証株価指数（TOPIX）は株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といいます）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利およびTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はTOPIXの商標の使用若しくはTOPIXの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

MSCI-KOKUSAIはMSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

シティ世界国債インデックスは世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）はJ.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

詳細については、お申込みの販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、購入時の商品説明・事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。各ファンド間でスイッチングが可能です。当ファンドのスイッチングとは、Aコース受益権の換金の手取金をもってBコース受益権の取得申込を行うこと、およびBコース受益権の換金の手取金をもってAコース受益権の取得申込を行うことをいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.1664%（税抜1.08%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬における委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、以下の通りとします。

配分	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.486% (税抜0.45%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	0.648% (税抜0.6%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.0324% (税抜0.03%)	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券（1）	0.64%程度（2）	投資対象とする投資信託証券における、投資顧問会社、受託会社・事務代行会社等への報酬等
実質的な負担	1.8064% (税抜1.72%)程度	-

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦收受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

なお、本書提出日現在において、実質的な信託報酬の概算値は、当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた、実質的な信託報酬率を算出したものです。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や信託報酬の変更の可能性があることから、実質的な信託報酬率は変動します。

1 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

2 有価証券の売買手数料、租税、カストディアン、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等も別途かかります。受託会社・事務代行会社とその代理人への報酬は年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記信託報酬率を上回る場合があります。

（上記は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。）

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0054%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等により見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

< 収益分配金の課税 >

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

時期	税率
平成26年1月1日以降	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)

< 一部解約時および償還時の課税 >

一部解約時および償還時の譲渡益(一部解約の価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含みます。))を控除した利益)が譲渡所得として課税されます。

原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

時期	税率
平成26年1月1日以降	20.315% (所得税15.315%および地方税5%)

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。))との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。))の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

時期	税率
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

個別元本について

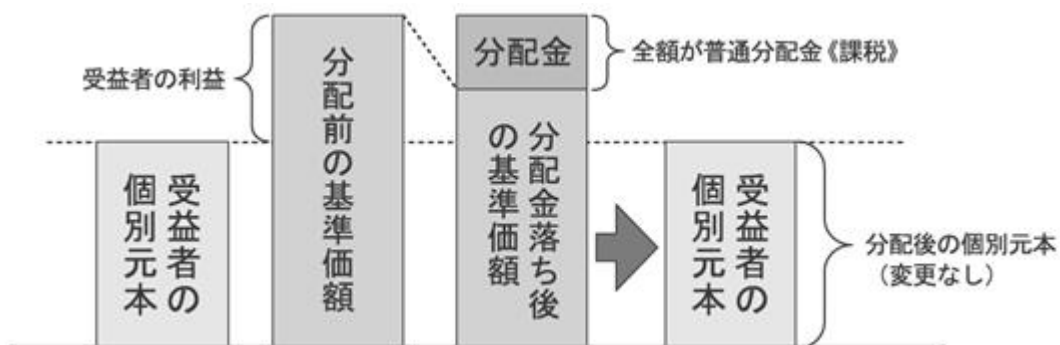
- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

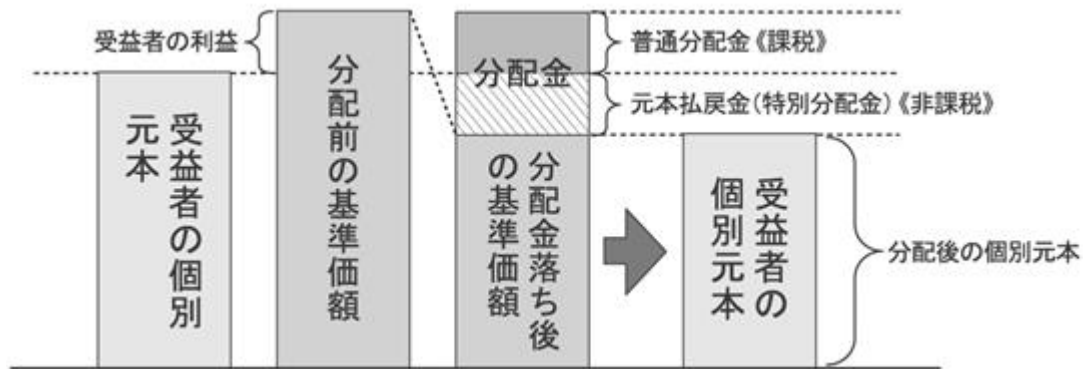
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

- 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

1) の場合



2) の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

<少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合>

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間120万円（2015年12月末までは年間100万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）は2016年4月1日より開始される非課税制度です。ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、18歳まで払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、20歳未満までの方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成27年9月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に記載されています。

【明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Aコース（為替リスク抑制型）】

（1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	193,603,770	97.49
親投資信託受益証券	日本	601,128	0.30
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		4,377,082	2.20
合計（純資産総額）		198,581,980	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイ マン	投資信託 受益証券	MUGCJPY-HedgedCL-A	2,338,443.826	83.78	195,926,474	82.79	193,603,770	97.49
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田マネープール・ マザーファンド	599,629	1.0025	601,128	1.0025	601,128	0.30

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.49
親投資信託受益証券	0.30
合計	97.80

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期特定期間末（平成26年 3月20日）	1,901,144,742	1,904,964,264	9,955	9,975
第2期特定期間末（平成26年 9月22日）	433,603,840	435,729,728	10,198	10,248
第3期特定期間末（平成27年 3月20日）	312,101,209	313,658,017	10,024	10,074
第4期特定期間末（平成27年 9月24日）	201,193,724	202,374,205	8,522	8,572
平成26年 9月末日	411,806,642		9,923	
10月末日	374,748,797		10,043	
11月末日	332,077,109		10,163	
12月末日	323,827,610		9,932	
平成27年 1月末日	325,590,149		10,007	
2月末日	318,131,214		10,128	
3月末日	302,783,144		10,031	
4月末日	293,154,824		10,067	
5月末日	253,211,687		9,700	
6月末日	241,974,693		9,407	
7月末日	228,548,888		9,454	
8月末日	213,751,078		8,836	
9月末日	198,581,980		8,404	

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期特定期間	平成25年11月21日～平成26年 3月20日	20
第2期特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	240
第3期特定期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	300
第4期特定期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	300

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期特定期間	平成25年11月21日～平成26年 3月20日	0.25
第2期特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	4.85
第3期特定期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	1.24
第4期特定期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	11.99

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期特定期間	平成25年11月21日～平成26年 3月20日	2,107,535,764	197,774,558
第2期特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	3,296,249	1,487,879,754
第3期特定期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	1,840,013	115,655,945
第4期特定期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	1,094,209	76,359,749

(注)第1期特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【明治安田グローバル高配当株式ファンド(毎月決算型)Bコース(為替ヘッジなし)】

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	194,437,391	94.21
親投資信託受益証券	日本	902,215	0.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11,044,405	5.35
合計(純資産総額)		206,384,011	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイ マン	投資信託 受益証券	MUGCJPY-UnhedgedCL-B	2,310,808.4559	85.53	197,649,361	84.14	194,437,391	94.21
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田マネープール ・マザーファンド	899,966	1.0025	902,215	1.0025	902,215	0.44

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	94.21
親投資信託受益証券	0.44
合計	94.65

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期特定期間末（平成26年 3月20日）	3,363,398,644	3,373,351,945	10,138	10,168
第2期特定期間末（平成26年 9月22日）	569,441,093	572,611,425	10,777	10,837
第3期特定期間末（平成27年 3月20日）	435,046,495	437,508,704	10,601	10,661
第4期特定期間末（平成27年 9月24日）	208,618,867	211,053,771	8,568	8,668
平成26年 9月末日	513,138,273		10,379	
10月末日	651,823,189		10,442	
11月末日	660,009,921		11,224	
12月末日	511,807,661		11,016	
平成27年 1月末日	477,183,116		10,563	
2月末日	462,975,788		10,843	
3月末日	431,742,309		10,598	
4月末日	370,695,816		10,870	
5月末日	331,520,635		10,628	
6月末日	280,409,050		10,158	
7月末日	254,170,956		10,026	
8月末日	220,461,533		9,046	
9月末日	206,384,011		8,418	

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期特定期間	平成25年11月21日～平成26年 3月20日	30
第2期特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	300
第3期特定期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	360
第4期特定期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	520

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期特定期間	平成25年11月21日～平成26年 3月20日	1.68
第2期特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	9.26
第3期特定期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	1.71
第4期特定期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	14.27

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期特定期間	平成25年11月21日～平成26年 3月20日	3,687,659,159	369,891,835
第2期特定期間	平成26年 3月21日～平成26年 9月22日	14,823,819	2,804,202,369
第3期特定期間	平成26年 9月23日～平成27年 3月20日	156,459,754	274,480,326
第4期特定期間	平成27年 3月21日～平成27年 9月24日	20,288,731	187,166,437

(注)第1期特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

明治安田マネープール・マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
特殊債券	日本	3,298,881,070	86.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		531,083,534	13.87
合計(純資産総額)		3,829,964,604	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	特殊 債券	政府保証第16回日本高 速道路保有・債務返済機 構債券	900,000,000	101.94	917,487,000	101.59	914,355,000	2	2016/7/28	23.87
2	日本	特殊 債券	政府保証第2回 中日本高速道路債券	700,000,000	100.57	703,990,000	100.32	702,240,000	1.5	2015/12/22	18.34
3	日本	特殊 債券	政府保証第8回 中日本高速道路債券	570,000,000	101.92	580,983,900	101.67	579,519,000	2	2016/8/12	15.13
4	日本	特殊 債券	政府保証第17回日本高 速道路保有・債務返済機 構債券	370,000,000	101.92	377,129,900	101.77	376,567,500	2	2016/8/31	9.83
5	日本	特殊 債券	政府保証第859回 地方公共団体金融機構債 券	200,000,000	100.88	201,776,000	100.46	200,920,000	1.5	2016/1/25	5.25
6	日本	特殊 債券	政府保証第187回 預金保険機構債券	200,000,000	100.04	200,098,000	100.01	200,038,000	0.1	2016/7/11	5.22
7	日本	特殊 債券	政府保証第5回日本高速 道路保有・債務返済機構 債券	125,000,000	100.98	126,233,750	100.62	125,782,500	1.6	2016/2/26	3.28
8	日本	特殊 債券	政府保証第863回 地方公共団体金融機構債 券	100,000,000	101.64	101,644,000	101.26	101,265,000	2	2016/5/27	2.64

9	日本	特殊 債券	政府保証第5回 中日本高速道路債券	97,000,000	101.92	98,869,190	101.23	98,194,070	2	2016/5/20	2.56
---	----	----------	----------------------	------------	--------	------------	--------	------------	---	-----------	------

□ 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
特殊債券	86.13
合計	86.13

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

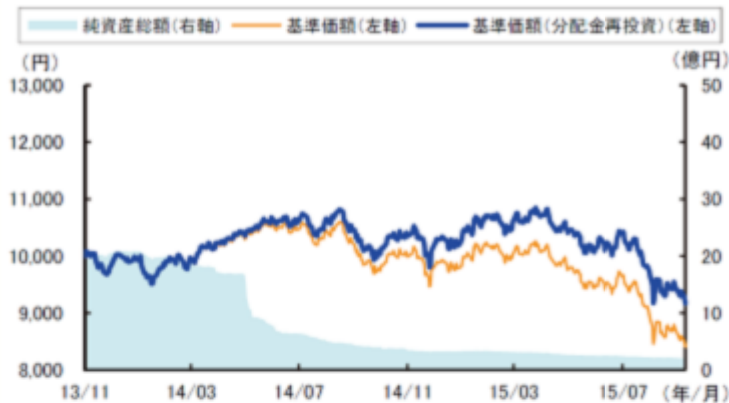
<参考情報>

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

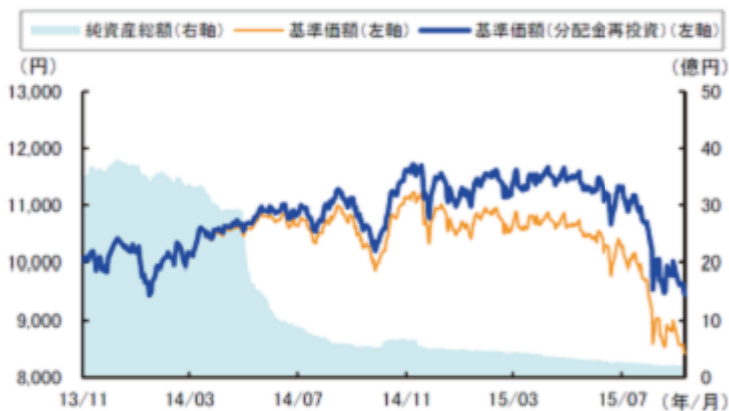
2015年9月30日現在

基準価額・純資産の推移

Aコース（為替リスク抑制型）



Bコース（為替ヘッジなし）



※基準価額（分配金再投資）は信託報酬控除後のものであり、当ファンドの設定時を10,000円として分配金（税引前）再投資ベースで算出しています。

分配の推移

Aコース（為替リスク抑制型）

2015年9月	50円
2015年8月	50円
2015年7月	50円
2015年6月	50円
2015年5月	50円
直近1年間累計	600円
設定来累計	860円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

Bコース（為替ヘッジなし）

2015年9月	100円
2015年8月	100円
2015年7月	100円
2015年6月	100円
2015年5月	60円
直近1年間累計	880円
設定来累計	1,210円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

主要な資産の状況

組入上位銘柄

MUGC/MYAM トラスト-MUGC グローバル・スーパー・ハイディビデンド・エクイティ・ファンド

	銘柄名	国	業種	投資比率(%)
1	オーストラリア・コモンウェルス銀行	オーストラリア	銀行	4.13
2	ロイヤル・ダッチ/シェル	イギリス	エネルギー	3.90
3	スパーク・ニュージーランド	ニュージーランド	電気通信サービス	3.68
4	ボーダコム・グループ (P t y)	南アフリカ	電気通信サービス	3.07
5	ENI (イタリア炭化水素公社)	イタリア	エネルギー	2.97
6	フィリップモリス CR	チェコ	食品・飲料・タバコ	2.89
7	ナショナル・オーストラリア銀行	オーストラリア	銀行	2.81
8	サンタンデル銀行	スペイン	銀行	2.81
9	DUETグループ	オーストラリア	公益事業	2.79
10	ウエストパック銀行	オーストラリア	銀行	2.74

※投資比率は、組入外国投資信託証券の純資産総額に対する割合

※BNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネーデルラント・エヌ・ブイより提供された資料を基に作成しています。

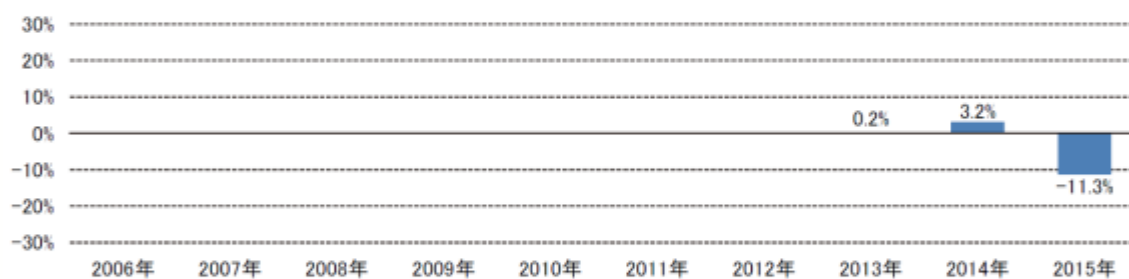
明治安田マネープール・マザーファンド

	銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1	政府保証第16回日本高速道路保有・債務返済機構債券	2.0	2016年7月28日	特殊債券	23.87
2	政府保証第2回中日本高速道路債券	1.5	2015年12月22日	特殊債券	18.34
3	政府保証第8回中日本高速道路債券	2.0	2016年8月12日	特殊債券	15.13
4	政府保証第17回日本高速道路保有・債務返済機構債券	2.0	2016年8月31日	特殊債券	9.83
5	政府保証第859回地方公共団体金融機構債券	1.5	2016年1月25日	特殊債券	5.25
6	政府保証第187回預金保険機構債券	0.1	2016年7月11日	特殊債券	5.22
7	政府保証第5回日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.6	2016年2月26日	特殊債券	3.28
8	政府保証第863回地方公共団体金融機構債券	2.0	2016年5月27日	特殊債券	2.64
9	政府保証第5回中日本高速道路債券	2.0	2016年5月20日	特殊債券	2.56

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移(暦年ベース)

Aコース (為替リスク抑制型)



Bコース (為替ヘッジなし)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2013年は設定日(2013年11月21日)から年末までの収益率、2015年は9月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。
販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初は1口当たり1円）とします。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
基準価額につきましては、販売会社または下記にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120 - 565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>
4. 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。
申込手数料につきましては、販売会社または下記へお問合わせください。
明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号 0120 - 565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>
分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
5. お申込単位は、販売会社が定める単位とします。
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。
6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。
販売会社により「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社へお問合わせください。
「分配金再投資コース」で当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的に受取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）または「分配金出金」に関する契約を締結することにより、分配金を受取ることができる場合があります。
7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。
ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、ルクセンブルクの銀行またはオランダの銀行のいずれかの休業日に該当する場合（以下「申込不可日」といいます。）は、購入・換金・スイッチングの申込の受付を行いません（申込不可日につきましては、販売会社または委託会社にてご確認いただけます。）。
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができるものとします。
・各ファンド間でスイッチングが可能です。

2【換金（解約）手続等】

- 信託の一部解約（解約請求制）
1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 2. 一部解約の価額（解約価額）は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。また、当該金額は請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。

基準価額につきましては、販売会社または下記にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120 - 565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金手数料および信託財産留保額はありません。
5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。
自動継続投資契約に係る受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行の請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとなります。
申込不可日には、換金の申込みはできません。
(申込不可日につきましては、前記「1 申込(販売)手続等」をご覧ください。また、販売会社または委託会社にてご確認いただけます。)
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額により評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
マザーファンド	原則として、計算日の基準価額により評価します。

基準価額につきましては、販売会社または下記にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120 - 565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成25年11月21日から平成30年11月20日までとします。

受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、この信託の信託期間終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、組入投資信託証券（投資対象ファンド）が存続しないこととなったとき、または信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が各ファンドそれぞれ10億口または各ファンド合せて30億口を下回るようになった場合、その他この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
3. 上記2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 上記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 上記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2. から4. までの手続を行うことが困難な場合においては適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、この信託は、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、上記1. の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 上記2. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益

権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 上記2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 上記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 上記各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当します。そのため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

委託会社は、3月および9月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産に係る知っている受益者に交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.myam.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者はファンドに係る償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該信託契約の解約またはその内容が重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

ただし、この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当します。そのため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(4) 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

(5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期特定期間（平成27年3月21日から平成27年9月24日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Aコース（為替リスク抑制型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期特定期間末 (平成27年3月20日現在)	第4期特定期間末 (平成27年9月24日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	-	1,554,699
コール・ローン	5,990,474	4,119,159
投資信託受益証券	307,351,904	196,334,790
親投資信託受益証券	600,948	601,128
未収利息	1	1
流動資産合計	313,943,327	202,609,777
資産合計	313,943,327	202,609,777
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	172
未払収益分配金	1,556,808	1,180,481
未払受託者報酬	7,889	6,509
未払委託者報酬	276,115	227,816
その他未払費用	1,306	1,075
流動負債合計	1,842,118	1,416,053
負債合計	1,842,118	1,416,053
純資産の部		
元本等		
元本	311,361,769	236,096,229
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	739,440	34,902,505
(分配準備積立金)	20,388,158	16,467,956
元本等合計	312,101,209	201,193,724
純資産合計	312,101,209	201,193,724
負債純資産合計	313,943,327	202,609,777

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期特定期間 (自 平成26年 9 月23日 至 平成27年 3 月20日)	第 4 期特定期間 (自 平成27年 3 月21日 至 平成27年 9 月24日)
営業収益		
受取配当金	13,989,444	10,363,428
受取利息	283	156
有価証券売買等損益	46,294,440	38,318,438
為替差損益	36,758,887	22,666
営業収益合計	4,454,174	27,977,520
営業費用		
受託者報酬	54,852	41,953
委託者報酬	1,919,688	1,468,334
その他費用	90,441	51,609
営業費用合計	2,064,981	1,561,896
営業利益又は営業損失 ()	2,389,193	29,539,416
経常利益又は経常損失 ()	2,389,193	29,539,416
当期純利益又は当期純損失 ()	2,389,193	29,539,416
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	434,668	326,573
期首剰余金又は期首欠損金 ()	8,426,139	739,440
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,304,000	1,545,757
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,293,591	1,544,162
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,409	1,595
剰余金減少額又は欠損金増加額	738,876	282,816
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	722,300	245,144
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,576	37,672
分配金	10,206,348	7,692,043
期末剰余金又は期末欠損金 ()	739,440	34,902,505

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、平成27年3月21日から平成27年9月24日までとなっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

第3期特定期間末 （平成27年3月20日現在）	第4期特定期間末 （平成27年9月24日現在）
1. 特定期間の末日における受益権の総数 311,361,769口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 236,096,229口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0024円 （10,000口当たり純資産額）（10,024円）	<p>2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 34,902,505円</p> <p>3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8522円 （10,000口当たり純資産額）（8,522円）</p>

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期特定期間 (自 平成26年9月23日 至 平成27年3月20日)			第4期特定期間 (自 平成27年3月21日 至 平成27年9月24日)		
分配金の計算過程 第8期(平成26年9月23日から平成26年10月20日まで) 計算期間末における分配対象額26,405,716円(10,000口当たり652円28銭)のうち、2,024,056円(10,000口当たり50円00銭)を分配金額としております。			分配金の計算過程 第14期(平成27年3月21日から平成27年4月20日まで) 計算期間末における分配対象額21,157,608円(10,000口当たり719円39銭)のうち、1,470,466円(10,000口当たり50円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	2,283,491円	配当等収益額(費用控除後)	A	1,759,543円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	76,592円	収益調整金額	C	152,281円
分配準備積立金額	D	24,045,633円	分配準備積立金額	D	19,245,784円
分配対象額(A+B+C+D)	E	26,405,716円	分配対象額(A+B+C+D)	E	21,157,608円
期末受益権口数	F	404,811,376口	期末受益権口数	F	294,093,217口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	652円 28銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	719円 39銭
10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭
分配金額(F×H÷10,000)	I	2,024,056円	分配金額(F×H÷10,000)	I	1,470,466円
第9期(平成26年10月21日から平成26年11月20日まで) 計算期間末における分配対象額23,583,903円(10,000口当たり672円45銭)のうち、1,753,524円(10,000口当たり50円00銭)を分配金額としております。			第15期(平成27年4月21日から平成27年5月20日まで) 計算期間末における分配対象額19,303,826円(10,000口当たり727円67銭)のうち、1,326,365円(10,000口当たり50円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	2,459,642円	配当等収益額(費用控除後)	A	1,545,928円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	96,475円	収益調整金額	C	149,051円
分配準備積立金額	D	21,027,786円	分配準備積立金額	D	17,608,847円
分配対象額(A+B+C+D)	E	23,583,903円	分配対象額(A+B+C+D)	E	19,303,826円
期末受益権口数	F	350,704,868口	期末受益権口数	F	265,273,158口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	672円 45銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	727円 67銭
10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭
分配金額(F×H÷10,000)	I	1,753,524円	分配金額(F×H÷10,000)	I	1,326,365円

<p>第10期(平成26年11月21日から平成26年12月22日まで) 計算期間末における分配対象額22,200,496円(10,000口当たり679円41銭)のうち、1,633,752円(10,000口当たり50円00銭)を分配金額としております。</p>			<p>第16期(平成27年5月21日から平成27年6月22日まで) 計算期間末における分配対象額18,808,912円(10,000口当たり731円69銭)のうち、1,285,271円(10,000口当たり50円00銭)を分配金額としております。</p>																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額(費用控除後)</td> <td>A</td> <td>1,861,146円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>105,352円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>20,233,998円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D)</td> <td>E</td> <td>22,200,496円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>326,750,410口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)</td> <td>G</td> <td>679円 41銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>50円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額(F×H÷10,000)</td> <td>I</td> <td>1,633,752円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額(費用控除後)	A	1,861,146円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	収益調整金額	C	105,352円	分配準備積立金額	D	20,233,998円	分配対象額(A+B+C+D)	E	22,200,496円	期末受益権口数	F	326,750,410口	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	679円 41銭	10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭	分配金額(F×H÷10,000)	I	1,633,752円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額(費用控除後)</td> <td>A</td> <td>1,388,438円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>156,451円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>17,264,023円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D)</td> <td>E</td> <td>18,808,912円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>257,054,321口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)</td> <td>G</td> <td>731円 69銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>50円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額(F×H÷10,000)</td> <td>I</td> <td>1,285,271円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額(費用控除後)	A	1,388,438円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	収益調整金額	C	156,451円	分配準備積立金額	D	17,264,023円	分配対象額(A+B+C+D)	E	18,808,912円	期末受益権口数	F	257,054,321口	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	731円 69銭	10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭	分配金額(F×H÷10,000)	I	1,285,271円
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額(費用控除後)	A	1,861,146円																																																															
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円																																																															
収益調整金額	C	105,352円																																																															
分配準備積立金額	D	20,233,998円																																																															
分配対象額(A+B+C+D)	E	22,200,496円																																																															
期末受益権口数	F	326,750,410口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	679円 41銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭																																																															
分配金額(F×H÷10,000)	I	1,633,752円																																																															
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額(費用控除後)	A	1,388,438円																																																															
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円																																																															
収益調整金額	C	156,451円																																																															
分配準備積立金額	D	17,264,023円																																																															
分配対象額(A+B+C+D)	E	18,808,912円																																																															
期末受益権口数	F	257,054,321口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	731円 69銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭																																																															
分配金額(F×H÷10,000)	I	1,285,271円																																																															
<p>第11期(平成26年12月23日から平成27年1月20日まで) 計算期間末における分配対象額22,365,218円(10,000口当たり685円94銭)のうち、1,630,218円(10,000口当たり50円00銭)を分配金額としております。</p>			<p>第17期(平成27年6月23日から平成27年7月21日まで) 計算期間末における分配対象額18,205,299円(10,000口当たり745円63銭)のうち、1,220,772円(10,000口当たり50円00銭)を分配金額としております。</p>																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額(費用控除後)</td> <td>A</td> <td>1,842,956円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>123,655円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>20,398,607円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D)</td> <td>E</td> <td>22,365,218円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>326,043,677口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)</td> <td>G</td> <td>685円 94銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>50円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額(F×H÷10,000)</td> <td>I</td> <td>1,630,218円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額(費用控除後)	A	1,842,956円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	収益調整金額	C	123,655円	分配準備積立金額	D	20,398,607円	分配対象額(A+B+C+D)	E	22,365,218円	期末受益権口数	F	326,043,677口	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	685円 94銭	10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭	分配金額(F×H÷10,000)	I	1,630,218円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額(費用控除後)</td> <td>A</td> <td>1,561,018円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>160,745円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>16,483,536円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D)</td> <td>E</td> <td>18,205,299円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>244,154,469口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)</td> <td>G</td> <td>745円 63銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>50円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額(F×H÷10,000)</td> <td>I</td> <td>1,220,772円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額(費用控除後)	A	1,561,018円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	収益調整金額	C	160,745円	分配準備積立金額	D	16,483,536円	分配対象額(A+B+C+D)	E	18,205,299円	期末受益権口数	F	244,154,469口	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	745円 63銭	10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭	分配金額(F×H÷10,000)	I	1,220,772円
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額(費用控除後)	A	1,842,956円																																																															
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円																																																															
収益調整金額	C	123,655円																																																															
分配準備積立金額	D	20,398,607円																																																															
分配対象額(A+B+C+D)	E	22,365,218円																																																															
期末受益権口数	F	326,043,677口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	685円 94銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭																																																															
分配金額(F×H÷10,000)	I	1,630,218円																																																															
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額(費用控除後)	A	1,561,018円																																																															
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円																																																															
収益調整金額	C	160,745円																																																															
分配準備積立金額	D	16,483,536円																																																															
分配対象額(A+B+C+D)	E	18,205,299円																																																															
期末受益権口数	F	244,154,469口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	745円 63銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭																																																															
分配金額(F×H÷10,000)	I	1,220,772円																																																															

<p>第12期(平成27年1月21日から平成27年2月20日まで) 計算期間末における分配対象額22,572,853円(10,000口当たり701円88銭)のうち、1,607,990円(10,000口当たり50円00銭)を分配金額としております。</p>			<p>第18期(平成27年7月22日から平成27年8月20日まで) 計算期間末における分配対象額18,150,369円(10,000口当たり750円81銭)のうち、1,208,688円(10,000口当たり50円00銭)を分配金額としております。</p>																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額(費用控除後)</td> <td>A</td> <td>2,120,576円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>139,672円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>20,312,605円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D)</td> <td>E</td> <td>22,572,853円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>321,598,062口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)</td> <td>G</td> <td>701円 88銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>50円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額($F \times H \div 10,000$)</td> <td>I</td> <td>1,607,990円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額(費用控除後)	A	2,120,576円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	収益調整金額	C	139,672円	分配準備積立金額	D	20,312,605円	分配対象額(A+B+C+D)	E	22,572,853円	期末受益権口数	F	321,598,062口	10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)	G	701円 88銭	10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭	分配金額($F \times H \div 10,000$)	I	1,607,990円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額(費用控除後)</td> <td>A</td> <td>1,333,954円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>170,991円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>16,645,424円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D)</td> <td>E</td> <td>18,150,369円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>241,737,786口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)</td> <td>G</td> <td>750円 81銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>50円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額($F \times H \div 10,000$)</td> <td>I</td> <td>1,208,688円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額(費用控除後)	A	1,333,954円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	収益調整金額	C	170,991円	分配準備積立金額	D	16,645,424円	分配対象額(A+B+C+D)	E	18,150,369円	期末受益権口数	F	241,737,786口	10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)	G	750円 81銭	10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭	分配金額($F \times H \div 10,000$)	I	1,208,688円
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額(費用控除後)	A	2,120,576円																																																															
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円																																																															
収益調整金額	C	139,672円																																																															
分配準備積立金額	D	20,312,605円																																																															
分配対象額(A+B+C+D)	E	22,572,853円																																																															
期末受益権口数	F	321,598,062口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)	G	701円 88銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭																																																															
分配金額($F \times H \div 10,000$)	I	1,607,990円																																																															
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額(費用控除後)	A	1,333,954円																																																															
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円																																																															
収益調整金額	C	170,991円																																																															
分配準備積立金額	D	16,645,424円																																																															
分配対象額(A+B+C+D)	E	18,150,369円																																																															
期末受益権口数	F	241,737,786口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)	G	750円 81銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭																																																															
分配金額($F \times H \div 10,000$)	I	1,208,688円																																																															
<p>第13期(平成27年2月21日から平成27年3月20日まで) 計算期間末における分配対象額22,093,912円(10,000口当たり709円57銭)のうち、1,556,808円(10,000口当たり50円00銭)を分配金額としております。</p>			<p>第19期(平成27年8月21日から平成27年9月24日まで) 計算期間末における分配対象額17,827,300円(10,000口当たり755円07銭)のうち、1,180,481円(10,000口当たり50円00銭)を分配金額としております。</p>																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額(費用控除後)</td> <td>A</td> <td>1,796,345円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>148,946円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>20,148,621円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D)</td> <td>E</td> <td>22,093,912円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>311,361,769口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)</td> <td>G</td> <td>709円 57銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>50円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額($F \times H \div 10,000$)</td> <td>I</td> <td>1,556,808円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額(費用控除後)	A	1,796,345円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	収益調整金額	C	148,946円	分配準備積立金額	D	20,148,621円	分配対象額(A+B+C+D)	E	22,093,912円	期末受益権口数	F	311,361,769口	10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)	G	709円 57銭	10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭	分配金額($F \times H \div 10,000$)	I	1,556,808円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>金額または口数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益額(費用控除後)</td> <td>A</td> <td>1,281,002円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)</td> <td>B</td> <td>-円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>178,863円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>16,367,435円</td> </tr> <tr> <td>分配対象額(A+B+C+D)</td> <td>E</td> <td>17,827,300円</td> </tr> <tr> <td>期末受益権口数</td> <td>F</td> <td>236,096,229口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)</td> <td>G</td> <td>755円 07銭</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たりの分配金額</td> <td>H</td> <td>50円 00銭</td> </tr> <tr> <td>分配金額($F \times H \div 10,000$)</td> <td>I</td> <td>1,180,481円</td> </tr> </tbody> </table>			項目		金額または口数	配当等収益額(費用控除後)	A	1,281,002円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	収益調整金額	C	178,863円	分配準備積立金額	D	16,367,435円	分配対象額(A+B+C+D)	E	17,827,300円	期末受益権口数	F	236,096,229口	10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)	G	755円 07銭	10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭	分配金額($F \times H \div 10,000$)	I	1,180,481円
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額(費用控除後)	A	1,796,345円																																																															
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円																																																															
収益調整金額	C	148,946円																																																															
分配準備積立金額	D	20,148,621円																																																															
分配対象額(A+B+C+D)	E	22,093,912円																																																															
期末受益権口数	F	311,361,769口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)	G	709円 57銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭																																																															
分配金額($F \times H \div 10,000$)	I	1,556,808円																																																															
項目		金額または口数																																																															
配当等収益額(費用控除後)	A	1,281,002円																																																															
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円																																																															
収益調整金額	C	178,863円																																																															
分配準備積立金額	D	16,367,435円																																																															
分配対象額(A+B+C+D)	E	17,827,300円																																																															
期末受益権口数	F	236,096,229口																																																															
10,000口当たりの分配対象額 ($E \div F \times 10,000$)	G	755円 07銭																																																															
10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭																																																															
分配金額($F \times H \div 10,000$)	I	1,180,481円																																																															

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

	第3期特定期間 （自 平成26年9月23日 至 平成27年3月20日）	第4期特定期間 （自 平成27年3月21日 至 平成27年9月24日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は、「（その他の注記）」の「3.デリバティブ取引関係」の通りであります。また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は、「（その他の注記）」の「3.デリバティブ取引関係」の通りであります。また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第3期特定期間 (自 平成26年9月23日 至 平成27年3月20日)	第4期特定期間 (自 平成27年3月21日 至 平成27年9月24日)
1. 貸借対照表計上額、 時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については「（その他の注記）」の「3. デリバティブ取引関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については「（その他の注記）」の「3. デリバティブ取引関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期特定期間（自 平成26年9月23日 至 平成27年3月20日）

該当事項はございません。

第4期特定期間（自 平成27年3月21日 至 平成27年9月24日）

該当事項はございません。

（その他の注記）

1．元本の移動

	第3期特定期間 （自 平成26年9月23日 至 平成27年3月20日）	第4期特定期間 （自 平成27年3月21日 至 平成27年9月24日）
期首元本額	425,177,701円	311,361,769円
期中追加設定元本額	1,840,013円	1,094,209円
期中一部解約元本額	115,655,945円	76,359,749円

2．有価証券関係

売買目的有価証券

	第3期特定期間 （自 平成26年9月23日 至 平成27年3月20日）	第4期特定期間 （自 平成27年3月21日 至 平成27年9月24日）
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	6,092,387	3,249,285
親投資信託受益証券	-	-
合計	6,092,387	3,249,285

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

第3期特定期間末（平成27年3月20日現在）

該当事項はございません。

第4期特定期間末（平成27年9月24日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,554,397	-	1,554,569	172
	米ドル	1,554,397	-	1,554,569	172
合計		-	-	-	172

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成27年９月24日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成27年９月24日現在）

種類	銘柄	口数 (口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
米ドル	MUGCJPY-HedgedCL-A	2,338,443.826	0.698441	1,633,265.04	
小計		2,338,443.826		1,633,265.04	
				(196,334,790)	
投資信託受益証券計				196,334,790	
				(196,334,790)	
合計				196,334,790	
				(196,334,790)	

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	明治安田マネープール・マザーファンド	599,629	601,128	
合計		599,629	601,128	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注３）通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

（注４）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	97.6%	99.7%
日本円	親投資信託受益証券 1 銘柄	0.3%	0.3%

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期特定期間末 （平成27年3月20日現在）	第4期特定期間末 （平成27年9月24日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	-	1,750,028
コール・ローン	7,547,274	10,777,836
投資信託受益証券	429,467,496	198,061,268
親投資信託受益証券	901,945	902,215
未収利息	2	2
流動資産合計	437,916,717	211,491,349
資産合計	437,916,717	211,491,349
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	194
未払収益分配金	2,462,209	2,434,904
未払解約金	-	192,754
未払受託者報酬	11,284	6,765
未払委託者報酬	394,858	236,751
その他未払費用	1,871	1,114
流動負債合計	2,870,222	2,872,482
負債合計	2,870,222	2,872,482
純資産の部		
元本等		
元本	410,368,202	243,490,496
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,678,293	34,871,629
（分配準備積立金）	44,879,225	21,705,469
元本等合計	435,046,495	208,618,867
純資産合計	435,046,495	208,618,867
負債純資産合計	437,916,717	211,491,349

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期特定期間 (自 平成26年 9 月23日 至 平成27年 3 月20日)	第 4 期特定期間 (自 平成27年 3 月21日 至 平成27年 9 月24日)
営業収益		
受取配当金	23,466,428	13,533,033
受取利息	805	319
有価証券売買等損益	65,071,473	49,004,836
為替差損益	64,268,609	935,850
営業収益合計	22,664,369	34,535,634
営業費用		
受託者報酬	84,705	51,631
委託者報酬	2,964,561	1,807,186
その他費用	118,198	68,435
営業費用合計	3,167,464	1,927,252
営業利益又は営業損失 ()	19,496,905	36,462,886
経常利益又は経常損失 ()	19,496,905	36,462,886
当期純利益又は当期純損失 ()	19,496,905	36,462,886
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	1,439,177	893,752
期首剰余金又は期首欠損金 ()	41,052,319	24,678,293
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,077,589	680,618
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	538,579
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,077,589	142,039
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,996,820	9,963,947
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,996,820	9,304,464
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	659,483
分配金	17,390,877	14,697,459
期末剰余金又は期末欠損金 ()	24,678,293	34,871,629

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、平成27年3月21日から平成27年9月24日までとなっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

第3期特定期間末 （平成27年3月20日現在）	第4期特定期間末 （平成27年9月24日現在）
1. 特定期間の末日における受益権の総数 410,368,202口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 243,490,496口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0601円 （10,000口当たり純資産額）（10,601円）	<p>2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 34,871,629円</p> <p>3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8568円 （10,000口当たり純資産額）（8,568円）</p>

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期特定期間 （自 平成26年9月23日 至 平成27年3月20日）			第4期特定期間 （自 平成27年3月21日 至 平成27年9月24日）		
分配金の計算過程 第8期（平成26年9月23日から平成26年10月20日まで） 計算期間末における分配対象額48,719,998円（10,000口当たり918円28銭）のうち、3,183,262円（10,000口当たり60円00銭）を分配金額としております。			分配金の計算過程 第14期（平成27年3月21日から平成27年4月20日まで） 計算期間末における分配対象額52,736,676円（10,000口当たり1,389円45銭）のうち、2,277,270円（10,000口当たり60円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	3,521,896円	配当等収益額（費用控除後）	A	2,644,778円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	3,808,582円	収益調整金額	C	8,664,195円
分配準備積立金額	D	41,389,520円	分配準備積立金額	D	41,427,703円
分配対象額（A + B + C + D）	E	48,719,998円	分配対象額（A + B + C + D）	E	52,736,676円
期末受益権口数	F	530,543,704口	期末受益権口数	F	379,545,139口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	918円 28銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,389円 45銭
10,000口当たりの分配金額	H	60円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	60円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	3,183,262円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	2,277,270円
第9期（平成26年10月21日から平成26年11月20日まで） 計算期間末における分配対象額81,787,995円（10,000口当たり1,339円23銭）のうち、3,664,222円（10,000口当たり60円00銭）を分配金額としております。			第15期（平成27年4月21日から平成27年5月20日まで） 計算期間末における分配対象額45,375,678円（10,000口当たり1,397円67銭）のうち、1,947,900円（10,000口当たり60円00銭）を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	5,061,019円	配当等収益額（費用控除後）	A	2,214,279円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	24,281,072円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	12,600,234円	収益調整金額	C	7,474,795円
分配準備積立金額	D	39,845,670円	分配準備積立金額	D	35,686,604円
分配対象額（A + B + C + D）	E	81,787,995円	分配対象額（A + B + C + D）	E	45,375,678円
期末受益権口数	F	610,703,724口	期末受益権口数	F	324,650,143口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,339円 23銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,397円 67銭
10,000口当たりの分配金額	H	60円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	60円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	3,664,222円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	1,947,900円

<p>第10期（平成26年11月21日から平成26年12月22日まで） 計算期間末における分配対象額62,453,128円(10,000口当たり1,346円76銭)のうち、2,782,332円（10,000口当たり60円00銭）を分配金額としております。</p>			<p>第16期（平成27年5月21日から平成27年6月22日まで） 計算期間末における分配対象額41,046,195円(10,000口当たり1,403円23銭)のうち、2,925,087円（10,000口当たり100円00銭）を分配金額としております。</p>		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	3,131,652円	配当等収益額（費用控除後）	A	1,917,931円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	9,641,395円	収益調整金額	C	6,801,704円
分配準備積立金額	D	49,680,081円	分配準備積立金額	D	32,326,560円
分配対象額（A + B + C + D）	E	62,453,128円	分配対象額（A + B + C + D）	E	41,046,195円
期末受益権口数	F	463,722,124口	期末受益権口数	F	292,508,785口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,346円 76銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,403円 23銭
10,000口当たりの分配金額	H	60円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	100円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	2,782,332円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	2,925,087円
<p>第11期（平成26年12月23日から平成27年1月20日まで） 計算期間末における分配対象額61,716,138円(10,000口当たり1,353円63銭)のうち、2,735,520円（10,000口当たり60円00銭）を分配金額としております。</p>			<p>第17期（平成27年6月23日から平成27年7月21日まで） 計算期間末における分配対象額35,961,875円(10,000口当たり1,369円46銭)のうち、2,625,961円（10,000口当たり100円00銭）を分配金額としております。</p>		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	3,036,807円	配当等収益額（費用控除後）	A	1,739,076円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	9,783,504円	収益調整金額	C	7,265,697円
分配準備積立金額	D	48,895,827円	分配準備積立金額	D	26,957,102円
分配対象額（A + B + C + D）	E	61,716,138円	分配対象額（A + B + C + D）	E	35,961,875円
期末受益権口数	F	455,920,145口	期末受益権口数	F	262,596,130口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,353円 63銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,369円 46銭
10,000口当たりの分配金額	H	60円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	100円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	2,735,520円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	2,625,961円

<p>第12期（平成27年1月21日から平成27年2月20日まで） 計算期間末における分配対象額58,567,527円(10,000口当たり1,370円88銭)のうち、2,563,332円(10,000口当たり60円00銭)を分配金額としております。</p>			<p>第18期（平成27年7月22日から平成27年8月20日まで） 計算期間末における分配対象額33,182,036円(10,000口当たり1,334円57銭)のうち、2,486,337円(10,000口当たり100円00銭)を分配金額としております。</p>		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	3,299,438円	配当等収益額（費用控除後）	A	1,615,285円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	9,577,288円	収益調整金額	C	7,019,743円
分配準備積立金額	D	45,690,801円	分配準備積立金額	D	24,547,008円
分配対象額（A + B + C + D）	E	58,567,527円	分配対象額（A + B + C + D）	E	33,182,036円
期末受益権口数	F	427,222,006口	期末受益権口数	F	248,633,773口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,370円 88銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,334円 57銭
10,000口当たりの分配金額	H	60円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	100円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	2,563,332円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	2,486,337円
<p>第13期（平成27年2月21日から平成27年3月20日まで） 計算期間末における分配対象額56,622,174円(10,000口当たり1,379円76銭)のうち、2,462,209円(10,000口当たり60円00銭)を分配金額としております。</p>			<p>第19期（平成27年8月21日から平成27年9月24日まで） 計算期間末における分配対象額31,555,613円(10,000口当たり1,295円95銭)のうち、2,434,904円(10,000口当たり100円00銭)を分配金額としております。</p>		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	2,827,320円	配当等収益額（費用控除後）	A	1,494,849円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	9,280,740円	収益調整金額	C	7,415,240円
分配準備積立金額	D	44,514,114円	分配準備積立金額	D	22,645,524円
分配対象額（A + B + C + D）	E	56,622,174円	分配対象額（A + B + C + D）	E	31,555,613円
期末受益権口数	F	410,368,202口	期末受益権口数	F	243,490,496口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,379円 76銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	1,295円 95銭
10,000口当たりの分配金額	H	60円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	100円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	2,462,209円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	2,434,904円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

	第3期特定期間 （自 平成26年9月23日 至 平成27年3月20日）	第4期特定期間 （自 平成27年3月21日 至 平成27年9月24日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は、「（その他の注記）」の「3.デリバティブ取引関係」の通りであります。また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。当ファンドが保有するデリバティブ取引の詳細は、「（その他の注記）」の「3.デリバティブ取引関係」の通りであります。また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該契約額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第3期特定期間 (自 平成26年9月23日 至 平成27年3月20日)	第4期特定期間 (自 平成27年3月21日 至 平成27年9月24日)
1. 貸借対照表計上額、 時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については「（その他の注記）」の「3. デリバティブ取引関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については「（その他の注記）」の「3. デリバティブ取引関係」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 3 期特定期間 (自 平成26年 9 月23日 至 平成27年 3 月20日)

該当事項はございません。

第 4 期特定期間 (自 平成27年 3 月21日 至 平成27年 9 月24日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

1 . 元本の移動

	第 3 期特定期間 (自 平成26年 9 月23日 至 平成27年 3 月20日)	第 4 期特定期間 (自 平成27年 3 月21日 至 平成27年 9 月24日)
期首元本額	528,388,774円	410,368,202円
期中追加設定元本額	156,459,754円	20,288,731円
期中一部解約元本額	274,480,326円	187,166,437円

2 . 有価証券関係

売買目的有価証券

	第 3 期特定期間 (自 平成26年 9 月23日 至 平成27年 3 月20日)	第 4 期特定期間 (自 平成27年 3 月21日 至 平成27年 9 月24日)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	14,050,656	13,053,267
親投資信託受益証券	-	-
合計	14,050,656	13,053,267

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

第3期特定期間末（平成27年3月20日現在）

該当事項はございません。

第4期特定期間末（平成27年9月24日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,749,688	-	1,749,882	194
	米ドル	1,749,688	-	1,749,882	194
合計		-	-	-	194

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成27年9月24日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成27年9月24日現在）

種類	銘柄	口数 (口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
米ドル	MUGCJPY-UnhedgedCL-B	2,310,808.4559	0.713009	1,647,627.22	
小計		2,310,808.4559		1,647,627.22	
				(198,061,268)	
投資信託受益証券計				198,061,268	
				(198,061,268)	
合計				198,061,268	
				(198,061,268)	

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	明治安田マネープール・マザーファンド	899,966	902,215	
合計		899,966	902,215	

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（注３）通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

（注４）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	94.9%	99.5%
日本円	親投資信託受益証券 1 銘柄	0.4%	0.5%

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

（参考）

当ファンドは「明治安田マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田マネープール・マザーファンド

（１）貸借対照表

	(平成27年9月24日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	492,900,678
特殊債券	3,299,929,330
未収利息	5,569,796
前払費用	2,105,202
流動資産合計	3,800,505,006
資産合計	3,800,505,006
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	3,790,979,090
剰余金	
剰余金又は欠損金()	9,525,916
元本等合計	3,800,505,006
純資産合計	3,800,505,006
負債純資産合計	3,800,505,006

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成27年9月24日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成26年10月16日から平成27年10月15日までとなっております。

(その他の注記)

(平成27年9月24日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 平成27年3月21日 至 平成27年9月24日）の元本状況	
期首（平成27年3月21日）の元本額	486,779,151円
対象期間中の追加設定元本額	3,718,388,724円
対象期間中の一部解約元本額	414,188,785円
平成27年9月24日現在の元本額の内訳	
明治安田中国人民元建債券ファンド Aコース（円基準）	20,000,000円
明治安田中国人民元建債券ファンド Bコース（米ドル基準）	20,000,000円
明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Aコース（為替リスク抑制型）	599,629円
明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）	899,966円
通貨選択型明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）米ドルコース	499,749円
通貨選択型明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）ユーロコース	20,046円
通貨選択型明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）豪ドルコース	140,011円
通貨選択型明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）ブラジル・リアルコース	300,965円
通貨選択型明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）メキシコ・ペソコース	70,020円
通貨選択型明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）トルコ・リラコース	29,984円
通貨選択型明治安田グローバル高配当株式ファンド・マネープール・ファンド	89,876円
明治安田米国リート・インカム・プレミアム・ファンド（毎月決算型）	59,868,293円
明治安田先進国コアファンド（年1回決算型）	49,012,632円
明治安田先進国コアファンド（年2回決算型）	34,759,639円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド （適格機関投資家私募）	3,604,688,280円
計	3,790,979,090円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0025円
（10,000口当たり純資産額）	(10,025円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式（平成27年9月24日現在）

該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成27年9月24日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
特殊債券	政府保証第5回日本高速道路保有・債務返済機構債券	125,000,000	125,822,500	
	政府保証第16回日本高速道路保有・債務返済機構債券	900,000,000	914,679,000	
	政府保証第17回日本高速道路保有・債務返済機構債券	370,000,000	376,700,700	
	政府保証第859回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	200,980,000	
	政府保証第863回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,303,000	
	政府保証第187回預金保険機構債券	200,000,000	200,046,000	
	政府保証第2回中日本高速道路債券	700,000,000	702,443,000	
	政府保証第5回中日本高速道路債券	97,000,000	98,230,930	
	政府保証第8回中日本高速道路債券	470,000,000	478,018,200	
	政府保証第8回中日本高速道路債券	100,000,000	101,706,000	
特殊債券計		3,262,000,000	3,299,929,330	
合計			3,299,929,330	

（注）有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
日本円	特殊債券9銘柄	86.8%	100%

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

サブファンドの状況

「MUGCJPY-HedgedCL-A」及び「MUGCJPY-UnhedgedCL-B」は、各当該サブファンドが財務諸表監査を受けた直近の決算情報を開示しております。

「資産・負債の状況」等は、前述の情報に基づいて委託会社が独自に作成したものです。

MUGCJPY-HedgedCL-A
MUGCJPY-UnhedgedCL-B

明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Aコース（為替リスク抑制型）が投資対象としている「MUGCJPY-HedgedCL-A」及び明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）が投資対象としている「MUGCJPY-UnhedgedCL-B」は、「MUGC Global Super High Dividend Equity fund」（以下当サブファンドという）を構成しており、以下に記載した「資産・負債の状況」は、入手可能な直近の決算情報に基づいた「MUGC Global Super High Dividend Equity fund」全体の内容です。なお、同決算情報は独立した会計監査人による財務諸表監査を受けております。

資産・負債の状況

MUGC Global Super High Dividend Equity fund

（平成27年3月31日現在）	
科目	金額（米ドル）
資産	
有価証券	10,149,482.83
預金	532,189.72
未収配当金	97,753.84
設定金額	24,983.79
追加に係る未収入金	150,000.00
為替予約取引評価益	198,690.45
その他資産	4,950.78
資産合計	11,158,051.41
負債	
未払費用	41,744.37
有価証券の買入に係る未払金	193,433.42
解約に係る未払金	80,000.00
為替に係る未払金	2.50
為替予約取引評価損	16,773.08
その他負債	306.16
負債合計	332,259.53
純資産	10,825,791.88

（注）「MUGC Global Super High Dividend Equity fund」の計算期間は原則として、毎年4月1日から3月31日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。

1 単位当たりの純資産の額

（平成27年3月31日現在）		
当サブファンドの1単位当たり純資産額	MUGCJPY-HedgedCL-A	0.828432米ドル
	MUGCJPY-UnhedgedCL-B	0.873990米ドル

2【ファンドの現況】

(平成27年9月30日現在)

【純資産額計算書】**明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Aコース（為替リスク抑制型）**

資産総額	198,620,786 円
負債総額	38,806 円
純資産総額（ - ）	198,581,980 円
発行済口数	236,281,874 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8404 円
（1万口当たり純資産額）	（8,404 円）

明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）

資産総額	206,424,211 円
負債総額	40,200 円
純資産総額（ - ）	206,384,011 円
発行済口数	245,158,305 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8418 円
（1万口当たり純資産額）	（8,418 円）

（参考）マザーファンドの現況

純資産額計算書

明治安田マネープール・マザーファンド

資産総額	3,829,964,604 円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	3,829,964,604 円
発行済口数	3,820,505,275 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0025 円
（1万口当たり純資産額）	（10,025 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

< 過去5年間における資本金の額の推移 >
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

- 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成27年9月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	142 本	880,846,897,956 円
単位型株式投資信託	4 本	8,934,991,662 円
合 計	146 本	889,781,889,618 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,085,650	8,891,362
前払費用	101,153	88,667
未収入金	3,012	1,188
未収委託者報酬	824,141	872,124
未収運用受託報酬	147,074	136,002
未収投資助言報酬	217,338	224,622
その他	991	516
流動資産合計	9,379,363	10,214,483
固定資産		
有形固定資産		
建物	¹ 84,549	¹ 78,235
器具備品	¹ 100,559	¹ 86,756
有形固定資産合計	185,108	164,992
無形固定資産		
ソフトウェア	48,708	45,875
電話加入権	6,662	6,662
その他	257	174
無形固定資産合計	55,628	52,711
投資その他の資産		
投資有価証券	200	386
長期差入保証金	96,907	96,907
長期前払費用	30	799
前払年金費用	-	11,517
投資その他の資産合計	97,137	109,610
固定資産合計	337,875	327,314
資産合計	9,717,238	10,541,798

（単位：千円）

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	23,796	41,277
未払金	603,836	588,289
未払収益分配金	121	118
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	337,275	351,231
その他未払金	259,123	229,623
未払費用	17,762	19,574
未払法人税等	57,049	70,786
未払消費税等	60,062	150,196
賞与引当金	51,446	60,075
流動負債合計	813,953	930,198
固定負債		
退職給付引当金	47,801	-
繰延税金負債	0	11,290
資産除去債務	27,735	28,100
固定負債合計	75,537	39,390
負債合計	889,491	969,589
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,137,921	1,882,406
利益剰余金合計	4,312,963	5,057,448
株主資本合計	8,827,746	9,572,231
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	23
評価・換算差額等合計	0	23
純資産合計	8,827,746	9,572,208
負債・純資産合計	9,717,238	10,541,798

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日)	(自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		4,149,012		5,175,093
受入手数料		11,000		9,348
運用受託報酬		1,371,391		1,456,016
投資助言報酬		411,659		412,351
営業収益合計		5,943,063		7,052,810
営業費用				
支払手数料		1,842,089		2,397,134
広告宣伝費		17,865		22,821
公告費		161		288
調査費		1,236,192		1,248,205
調査費		360,775		366,281
委託調査費		875,417		881,923
委託計算費		292,437		311,665
営業雑経費		106,361		93,202
通信費		17,043		14,531
印刷費		79,080		68,243
協会費		7,057		7,253
諸会費		2,989		3,164
営業雑費		190		9
営業費用合計		3,495,108		4,073,318
一般管理費				
給料		1,173,694		1,175,647
役員報酬		55,993		53,295
給料・手当		950,974		992,115
賞与		166,726		130,236
その他報酬		1,551		1,117
賞与引当金繰入		51,446		60,075
福利厚生費		205,022		204,436
交際費		1,176		611
寄付金		200		200
旅費交通費		25,398		30,564
租税公課		22,977		25,456
不動産賃借料		85,159		110,515
退職給付費用		14,537		7,316
固定資産減価償却費		60,202		50,850
諸経費		146,367		168,133
一般管理費合計		1,787,733		1,834,926
営業利益		660,222		1,144,566

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	（自	平成25年4月1日	（自	平成26年4月1日
	至	平成26年3月31日）	至	平成27年3月31日）
営業外収益				
受取利息		2,661		2,360
受取配当金		-		11
投資有価証券売却益		-		1
償還金等時効完成分		42		34
保険契約返戻金・配当金		¹ 1,269		¹ 1,130
為替差益		-		363
雑益		541		575
営業外収益合計		4,515		4,477
営業外費用				
為替差損		61		-
雑損		-		254
営業外費用合計		61		254
経常利益		664,675		1,148,789
特別利益		-		-
特別損失				
固定資産除却損		² 190		² 2,277
特別損失合計		190		2,277
税引前当期純利益		664,484		1,146,512
法人税、住民税及び事業税		47,525		82,312
法人税等調整額		-		11,290
法人税等合計		47,525		93,602
当期純利益		616,959		1,052,910

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	520,962	3,696,003	8,210,787
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益			616,959	616,959	616,959
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	616,959	616,959	616,959
当期末残高	83,040	3,092,001	1,137,921	4,312,963	8,827,746

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	8,210,787
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			616,959
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	616,959
当期末残高	0	0	8,827,746

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				

当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,137,921	4,312,963	8,827,746
当期変動額					
剰余金の配当			308,424	308,424	308,424
当期純利益			1,052,910	1,052,910	1,052,910
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	744,485	744,485	744,485
当期末残高	83,040	3,092,001	1,882,406	5,057,448	9,572,231

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	0	0	8,827,746
当期変動額			
剰余金の配当			308,447
当期純利益			1,052,910
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	744,461
当期末残高	23	23	9,572,208

[注記事項]

(重要な会計方針)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p>
<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**消費税等の会計処理方法**

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	7,366千円	13,680千円
器具備品	220,998千円	229,540千円

（損益計算書関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,269千円	1,130千円

2 前事業年度（自平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主にソフトウェア190千円であります。

当事業年度（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主にソフトウェア1,736千円、器具備品466千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	308,424,710円	16,330円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月27日

当事業年度（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	308,424,710円	16,330円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	863,135,900円	45,700円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,085,650	8,085,650	-
(2) 未収委託者報酬	824,141	824,141	-
(3) 未収運用受託報酬	147,074	147,074	-
(4) 未収投資助言報酬	217,338	217,338	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	200	200	-
(6) 長期差入保証金	96,907	85,233	11,673
資産計	9,371,312	9,359,639	11,673
(1) 未払手数料	337,275	337,275	-
(2) その他未払金	259,123	259,123	-
負債計	596,399	596,399	-

当事業年度 (平成27年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,891,362	8,891,362	-
(2) 未収委託者報酬	872,124	872,124	-
(3) 未収運用受託報酬	136,002	136,002	-
(4) 未収投資助言報酬	224,622	224,622	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	386	386	-
(6) 長期差入保証金	96,907	90,238	6,668
資産計	10,221,404	10,214,735	6,668
(1) 未払手数料	351,231	351,231	-
(2) その他未払金	229,623	229,623	-
負債計	580,855	580,855	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

- (6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,084,873	-	-	-
未収委託者報酬	824,141	-	-	-
未収運用受託報酬	147,074	-	-	-
未収投資助言報酬	217,338	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	100	-	-
長期差入保証金	-	-	-	96,907
合計	9,273,427	100	-	96,907

当事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,890,928	-	-	-
未収委託者報酬	872,124	-	-	-
未収運用受託報酬	136,002	-	-	-
未収投資助言報酬	224,622	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	386	-	-
長期差入保証金	-	-	-	96,907
合計	10,123,677	386	-	96,907

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	200	200	0
小計	200	200	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-

合計	200	200	0
----	-----	-----	---

当事業年度(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	100	100	0
小計	100	100	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	286	309	23
小計	286	309	23
合計	386	409	23

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	101,920	1,920	-

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	84,636	千円
退職給付費用	14,537	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	51,371	"
退職給付引当金の期末残高	47,801	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	440,436	千円
年金資産	392,907	"
	47,258	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47,801	"
退職給付引当金	47,801	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47,801	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	14,537	千円
----------------	--------	----

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	47,801	千円
退職給付費用	7,316	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	66,636	"
前払年金費用の期末残高	11,517	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	490,985	千円
年金資産	502,776	"
	11,790	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,517	"
前払年金費用	11,517	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,517	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	7,316	千円
----------------	-------	----

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	488,264	千円	176,300	千円
税務上の繰延資産償却超過額	30,791	"	15,376	"
賞与引当金繰入限度超過額	18,335	"	19,884	"
退職給付引当金繰入限度超過額	17,036	"	-	"
その他	26,327	"	23,353	"
繰延税金資産小計	580,755	"	234,915	"
評価性引当額	571,781	"	234,915	"
繰延税金資産合計	8,974	"	0	"
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	0	"	-	"
資産除去費用	8,974	"	7,565	"
前払年金費用	-	"	3,724	"
繰延税金負債合計	8,974	"	11,290	"
繰延税金負債の純額	0	"	11,290	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
法定実効税率 (調整)	38.01	%	35.64	%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07	"	0.01	"
評価性引当額の増減	31.25	"	27.58	"
住民税均等割	0.35	"	0.20	"
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	-	"	0.10	"
その他	0.03	"	0.01	"
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.15	%	8.16	%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.34%となります。この税率変更により繰延税金負債は1,136千円減少し、法人税等調整額は1,136千円減少しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（15年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
期首残高	27,376	千円	27,735	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	-	"
時の経過による調整額	359	"	364	"
資産除去債務の履行による減少額	-	"	-	"
期末残高	27,735	千円	28,100	千円

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	4,149,012	11,000	1,371,391	411,659	5,943,063

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	5,175,093	9,348	1,456,016	412,351	7,052,810

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	260,000	生命保険業	（被所有） 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	390,411	未収投資助言報酬	205,397

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	-------------------	-------	----------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区	260,000	生命保険業	(被所有) 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言 報酬	380,457	未収投資 助言報酬	207,235
-----	----------------------	-------------	---------	-------	-----------------------	-------------------------------	------------	---------	--------------	---------

取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資助言報酬については、契約に基づき決定しております。

(注) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	467,398円04銭	506,814円66銭
1株当たり当期純利益金額	32,665円81銭	55,747円86銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	8,827,746	9,572,208
普通株式に係る純資産額（千円）	8,827,746	9,572,208
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益（千円）	616,959	1,052,910
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	616,959	1,052,910
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

(平成27年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 受託会社

(平成27年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社	40,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】**(1) 受託会社**

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(参考情報：再信託受託会社の概要)

1. 名称、資本金の額及び事業の内容

(平成27年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3. 資本関係

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月30日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 惠 嗣
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年11月20日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Aコース（為替リスク抑制型）の平成27年3月21日から平成27年9月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Aコース（為替リスク抑制型）の平成27年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年11月20日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成27年3月21日から平成27年9月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田グローバル高配当株式ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）の平成27年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

